住宅リフォーム工事標準注文書・請書 (小規模工事用)

(2枚複写 20組 ノーカーボン)

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会

住宅リフォーム工事標準注文書・請書 (小規模工事用)

令和2年3月 制定

発行:一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会

〒102-0071 東京都千代田区富士見2-7-2

ステージビルディング 4 階

TEL. 0 3 - 3 5 5 6 - 5 4 3 0

FAX. 03 - 3261 - 7730

URL http://www.j-reform.com

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会は、住宅リフォーム関連の団体と、全国の都道 府県・政令市等で構成された、住宅リフォームの基幹となる全国組織です。

住宅リフォーム工事標準注文書・請書について

(小規模工事用)

1 書面交付の義務

建設工事の請負契約においては、すべての工事で所定の事項を記載した契約書面を交付しなければなりません(建設業法第19条)。しかしながら、現状のリフォーム工事、特に小規模なリフォーム工事においては、契約書を取り交わしていない、または曖昧な内容による契約や安易な変更等によるトラブルが発生しています。

2 「住宅リフォーム工事標準注文書・請書(小規模工事用)」と「住宅リフォーム工事標準契約書(中・大規模工事用)」の二本立て

本契約書面はリフォームの小規模工事用として「標準注文書・請書」(本書) と中・大規模工事用として「標準契約書」の二本立てになっています。 リフォーム工事の契約の際は必ずこれら契約書面を使用してください。

3 本標準注文書・請書の利用について

この住宅リフォーム工事標準注文書・請書は、**小規模な工事**(**請負金額 100万円未満程度**)のうち、契約時に見積書、設計図、仕様書等を添付しない工事の使用に適しています。

(例:請負金額80万円で契約時に見積書、設計図、仕様書等を添付する工事 ⇒請負契約書を使用)

中規模から大規模な工事(請負金額100万円以上程度)もしくは契約時に見積書、設計図、仕様書等を添付する工事については、当協議会が発行している「住宅リフォーム工事標準契約書(中・大規模工事用)」を別途用意しています。

4 工事および工期の変更について

リフォーム工事中に工事の変更や追加が生じた場合に、変更・追加工事の内容や工期の延長日数については、注文者と請負者で協議して、双方合意の上で決めてください(「住宅リフォーム工事請負契約約款」第10条に記載。)。

また、その際には**変更等の内容について、必ず書面での合意を行った上で、** その書面を当初の契約書面と一緒に保管してください。

一般社団法人住宅リフォーム推進協議会のホームページからも、標準的な 「住宅リフォーム工事内容変更合意書」がダウンロードできますのでご利用 ください。

5 印紙税について

この住宅リフォーム工事標準注文書・請書では、注文者が請負者に「注文書」 を提出した時点ではまだ契約が成立していませんので、印紙税の課税対象に はなりません。注文書の提出を受け、請負者が注文者に「請書」を提出する 時点で印紙税が課税されます。

下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、印紙を貼付してください。

なお、下表の「契約金額」は、住宅リフォーム工事標準注文書・請書の5. 内訳の「工事価格(税抜) | の欄に記載された金額となります。

契約金額(税抜)	印紙税率
1万円未満	非課税
1万円以上100万円以下	200円
契約金額の記載のないもの	200円

詳細は国税庁のホームページをご参照ください。

6 工事請負契約約款について

請負者は、リフォーム工事を請け負う場合、取り決め事項を記載したこの「工事請負契約約款」を、注文者に十分説明する必要があります。

「工事請負契約約款」の条文の内容について、分かりづらいものや質問の 多いものについて以下に解説しています。

■第2条(一括下請負・一括委任の禁止)

同条のほか、本契約約款においては、承諾解除通知等を書面によって行う ものとしています。

この書面については、実務の実情を考慮して、電子メール等紙媒体の書面によらない通知措置も含む旨を規定しています。

ただし、約款の末尾に赤文字で記載のあるクーリングオフの権利行使については法律上、書面によることが義務づけられており、この書面は特定商取引法の解釈上「電磁的記録は書面に含まれず、例えば電子メールでクーリングオフの申し出をすることは、書面によって意思表示したとはいえない」(「特定商取引法に関する法律の解説(平成28年版)」消費者庁取引対策課 経済産業省 商務・サービスグループ 消費経済企画室編 98頁)と解釈されています。そのため、クーリングオフの権利行使の場合は電子メール等紙媒体の書面によらない通知措置では効力が発生しないことに注意してください。

なお、特定商取引法上、義務付けられている訪問販売における書面の交付 (第4条) についても「電磁的記録は書面に含まれない」(同67頁) という ことに注意してください。

■第3条(権利・義務などの譲渡の禁止)

第1項の「譲渡禁止特約」が規定された場合でも、民法では第三者への債

権譲渡は有効となります。

ただし、悪意重過失の譲受人に対しては履行を拒むことができるので、通常は譲渡禁止特約が規定されていることが殆どであることから、悪意者に該当するケースが多いと思われます。

■第6条(第三者への損害および第三者との紛議)

第2項記載の「前項に要した費用」とは、たとえば、調査費用、裁判費用(訴訟費用)等が想定されます。

■第7条(不可抗力による損害)

注文者・請負者のいずれにも責任のない不可抗力による損害については、 第1項で請負者が損害の状況を速やかに注文者に通知することを規定してい ます。そして損害が発生した場合には、第2項において、注文者と請負者が 協議した上で、重大なものであり、かつ、請負者が善良な管理者としての注 意をしたと認められる場合には、注文者が負担することを規定しています。

■第8条(契約に適合しない場合の担保責任)

契約不適合責任期間については、国土交通省の定めた建設工事業標準請負契約約款の改正内容と同様に、責任期間は「引渡しから2年」としました。

ただし、「建築設備の機器本体、室内の仕上げ・装飾、家具、植栽」について、 1年以上経過したものについては施工上の瑕疵か使用上の瑕疵か判別しにくいことに鑑み、責任期間は「引渡しから1年」と規定しました。

なお、民法の契約不適合責任の改正内容については 5 頁の「※民法上の契約不適合の責任について」を参照してください。

<u>また、第2項は、請負者が保証書を発行している場合は、従前どおり第1</u> 項の約款の定めにかかわらず、保証期間が優先することを規定しました。

また、第3項において、第5条に基づく「注文者の支給材料または貸与品並びに注文者の指図が原因である場合」に、請負者は責任を負わない旨を規定しました。

■第9条(打ち合わせに基づくの施工が不可能もしくは不適切な場合)

注文者の責めに帰すべき事由により完成することができなくなった場合に は請負者は報酬請求ができます(改正後民法第536条2項)。

また、注文者の責めに帰すことができない事由により工事が完成不能となった場合(請負者に帰責事由がある場合を含む)、完成前に解除された場合には出来高分について請求することができます(改正後民法第634条)。

■第10条(工事および工期の変更)

注文者による工事や工期の変更について、当事者の合意によって決めることや追加工事代金が発生する場合の代金支払の請求を請負者ができること等について規定しています。工事や工期の変更の際には、変更等の内容につい

て、必ず書面(電子メール等を含む)での合意を行った上で、その書面を当初の契約書面と一緒に保管してください。

■第11条(注文者の中止権・解除権)

第1項は、注文者が、必要に応じて工事を中止または解除することができることを規定しています。

第2項は、請負者が工事を遅延した場合に注文者があらかじめ書面をもって催告した後に解除できる旨を規定したものです(これを「催告解除」といいます)。なお、令和2年4月施行の民法改正を反映して、但書において「不履行の内容が軽微であるとき」には解除できないことを規定しています(改正後民法第541条但書)。

第3項第二号は、第2項と異なり、注文者があらかじめ催告することなく (無催告) ただちに解除できる場合を規定しているもので、解除する場合に は請負者の帰責事由は求められず、一定の要件を満たした場合には、催告す ることなくただちに解除できるケースを規定しています。

ただし、いずれの場合も解除の原因が注文者にある場合には解除はできません。

■第13条(解除に伴う措置)

第12条および第13条において解除された場合の精算や引取および処置 方法について規定しています。

■第14条(遅延損害金)

遅延損害金の具体的な計算方法は、次のとおりです。

(請負代金)-(工事済部分相当額+搬入工事材料相当額)×14.6%÷365日×遅延日数

(例) 請負代金から工事済部分相当額と搬入工事材料相当額を控除した額が 100万円で遅滞日数が10日の場合

100万円×14.6%÷365日×10日=4,000円

■第15条(個人情報の取扱い)

注文者の個人情報を請負者が利用する範囲について規定しています。第三者に提供できない「要配慮個人情報」とは、本人の人種、心情、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、身体障害、知的障害、精神的障害等の障害のあること、健康診断その他の検査の結果、保健指導、診療・調剤情報、逮捕歴や保護処分等を指します。

■クーリングオフの権利行使について

第2条においても説明したとおり、クーリングオフの権利行使は書面による必要があり、これには電子メール等電磁的記録は含まれません。

※民法上の契約不適合の責任について

令和2年4月に改正施行された民法と改正前の民法との違いを中心に説明 します。

1 損害賠償請求

改正前民法では、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求は無過失責任(過失がなくても責任ありとされるもの)ですが、新民法では過失責任となります(改正後民法第415条第1項)。

2 解除権

約款第11条および第12条のとおりです。

改正後民法では解除する場合に相手方の帰責事由は求められず、一定の 要件を満たした場合には解除できることになります。

ただし、解除の原因が注文者にある場合には解除はできません。

また、「不履行の内容が軽微であるとき」には解除できないことが規定 されています(改正後民法第541条但書)。

3 修理(追完)請求

注文者の修理(追完)請求権については、買主の追完(修理)請求権を 規定した改正後民法第562条を、請負の場合にも準用しています(改正 後民法第559条)。

ただし、新たに「売主(請負者)は、買主(注文者)に不相当な負担を課するものでないときは、買主(注文者)が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる」(改正後民法第562条)ことが規定され、修理工事の内容については注文者の要求どおりとなるとは限らないことになっています。

4 報酬減額請求

売買に規定されていた代金減額請求権(改正後民法第563条)が請負にも適用され(改正後民法第559条)、以下の場合には注文者は何ら催告することなく直ちに報酬の減額を請求することができます。

- ① 履行の追完が不能のとき
- ② 請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確にしたとき
- ③ 特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約目的を達成できない場合に請負者が履行の追完をせずに時期を経過したとき
- ④ 注文者が催告しても履行の追完を受ける見込がないことが明らかなときただし、注文者の責めに帰すべき事由による場合には請求できない(改正後民法第559条~第563条)。

なお、報酬減額請求権を行使した場合には契約の解除はできなくなります。

5 権利行使期間

権利行使を行うには、従来、損害の根拠等を明確にする必要がありますが、 改正後民法では「不適合を知ってから1年以内の通知」とされ(改正後民法 第637条)、契約に適合していないという不適合の事実さえ通知すればよ い(具体的な根拠までは不要)ことになっています。

また、消滅時効期間が5年間となっています(改正後民法第166条第1項)。

作成・提出の手順

- ・この契約書は注文書・請書の2枚組(複写)で、裏面に「住宅リフォーム工事請負 契約約款 | が記載された書式構成となっています。
- ・この契約書は、注文者が請負者に対し「注文書」を提出した後、請負者から注文 者への「請書」の提出をもって契約が成立します。

1. 注文書を作成する。(別紙記入例参照)

事前に請負者から提出された見積書について、注文者と請負者が合意した上で、注文書を作成していきます。

- (1) 請負者が、「注文書」の1. 工事名称~6. 支払方法までを記入する(複写式なので、「請書」の同じ項目は複写されます。)。
- (2) 請負者が「注文書」の左上の「 御中」欄に請負者の社名を記入します。
- (3) 請負者は、「注文書」に記入したリフォーム工事の内容、および約款(クーリングオフが適用される場合はその説明)等を注文者に説明します。内容についてご了解いただいた後に、注文者に「注文書」の「注文日」欄、「注文者」欄への記入、押印を依頼します。注文者が連名の場合は、2名の方に依頼します。

2. 請書を作成する。

- (1) 請負者は、注文者からの「注文書」を受領した後、「請書」を作成し、注文者に提出します。
- (2) 請負者は、請書の宛先(注文者の氏名)、請け日を記入後、請負者欄に住所、 社名、代表者名を記入した上で、代表者印を押印します。
- (3) 請負者は、契約金額に応じた収入印紙を貼付し、請負者の消印をした後、請負者が注文者に「請書」を提出することにより契約が成立します。

記入例



